

平成22年第11回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年6月14日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 園部俊介

議 題

1 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

2 協議

(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕
(2) 教育委員会における当面の課題について〔継続協議〕

3 報告

(1) 教育長報告

小中一貫教育校の統一校名募集の結果について
平成22年度 練馬区立中学校生徒海外派遣概要
練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について
練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について
第13回全国障害者スポーツ大会(東京都開催)における
ソフトボール競技会等の受け入れについて
(仮称)大泉学園町九丁目公園(第一期)の運動施設について
日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本計画(素案)について
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時05分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長

室地隆彦

生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 2名

委員長

ただいまより、平成22年第11回教育委員会定例会を開催する。
 本日は、傍聴の方が1名お見えになっている。

教育長

冒頭、2件ご報告させていただきたいと思う。

1件は、2週間ほど前、両親による監禁事件が区立中学校であった。それが1件。それからもう一つは、土曜日にかけて新聞報道になったように、練馬区の区立中学校の生徒が公園内で亡くなったということについてである。まだいろいろ警察の捜査の段階もあるが、今、我々がつかんでいる状況について、教育指導課長のほうからご報告させていただく。

教育指導課長

それでは、今の2件についてご報告させていただく。

まず1件目であるが、6月2日区立中学校生徒を監禁したとして母親と交際相手が逮捕されたという事件があった。この件について、区は6月3日に記者会見を行った。概要をご報告させていただく。

昨年度2月15日、9月から登校していなかった中学校3年生が光が丘警察署に保護された。この件について6月2日、母親と交際相手が監禁容疑で逮捕された。警察は、現在も当該生徒に対して、母親と交際相手による日常的な暴行があったと見て捜査を続けている。

このことを受けて区としては、学校と関係機関との情報共有の仕方、こういった点に課題があったと受けとめていて、長期に登校しない幼児、児童、生徒について、学校と子供、家庭、先生等が常に状況を共有することができる仕組み、そういったものを新たに確認し、構築したところである。

また、児童虐待防止マニュアルによる対応の徹底を図るとともに、校長会、副校長会、生活指導担当者研修会等において、児童虐待防止について啓発を図っているところであ

る。

当該生徒についてであるが、当該生徒が在籍していたのは昨年度であるので、卒業式への出席を強く希望し、学校関係者の努力により他の生徒と一緒に卒業式に参加し、卒業証書を授与されている。現在、当該生徒は体調も回復し、児童養護施設で来年の高校進学を目標にして新たな生活を始めているということである。いずれにしても、今回の事件を区としても受けとめ、先ほど申し上げたような手だてをとって、今後二度とこうしたことが起こらぬように安全防止策に努めているところである。

それから2件目のことである。一昨日、6月12日の土曜日、区立中学校3年の男子生徒が自宅近くの公園で亡くなっているのが発見された。本件については、現在、警察が状況を調べているところであるので、詳しいことについてはわかっていない。ただ、現段階でこちらとしてわかっていることについてご報告する。

学校では、6月11日金曜日に、当該生徒の頬が若干腫れていることを確認したので、副校長、担任、養護教諭が当該生徒から話を聞いた。その際当該生徒は、勉強のことで親から叱られたといったようなことを話した。その後、当該生徒は部活動を見学し、17時ごろ友達と一緒に下校した。学校は、その同日、当該生徒から話を聞いた直後、15時ごろ、担任から母親に頬が腫れているということについて連絡をした。母親からは、勉強のことや友人から借りたゲームソフトのことで叱ったというようなお話があった。当該生徒は入学以来、不登校の状況といったことはなく、友人関係でのトラブルも確認されていない。部活動にもまじめに参加しており、最近は修学旅行を楽しみに準備をしていたとのことである。

学校では、昨日夜、臨時の保護者会を開き、男子生徒が亡くなったことを保護者に伝えている。そして今朝、全校生徒に同様のことを伝えたとのことである。前途ある中学生の命が失われたことに関しては、教育委員会としても大変残念で痛ましいことであると受けとめている。詳細がわかっていないので、現段階ではこれ以上のことを申し上げられないが、いずれにしても、一人ひとりの児童・生徒の理解を深め早期に対応していくという、学校のできること、このことについての解釈、教員の意識を高めるということについては、引き続き徹底を図っていきたいと考えている。

報告は以上である。

教育長

補足である。両親による監禁事件については、この子は不登校の状況があり、学校でも対応していたところである。しかし、監禁されていたときには学校側は把握しておらず、警察のほうが発見したという状況になっている。それを受けて、6月11日に練馬区のホームページに不登校の子も含めて練馬区の子供たちの状況について、関係機関がしっかりと連携をとっていくという内容を掲載した。いずれにしても不登校児童については、これからもしっかりと学校側と関係機関が連絡をとって、子供がこのようなことにならないように努力をしていく。これは、学校と関係機関だけではなくて家庭が何しろ第一であるから、家庭もいかに関係者として私たちと連携をとるということに尽きるかと思うが、そういった努力をしていく。

それから2件目のことである。新聞報道によると、土曜日の朝6時ごろ発見された。

私どもも学校でのいじめ等については、いじめ防止月間などを含めていろいろ対応してきているが、家庭でのさまざまなことについてはわからないことも多い。学校と私どもとで話をしているが、今後さらに子供の家庭の状況を確認し、これは、家庭のプライバシーにもかかわってくるからなかなか難しいのだが、関係機関と十分連携や連絡をとって対応していく。前途ある子供の命が失われたことであるので、重く受けとめていきたいと思っている。

それと、どちらも警察の捜査が入っているので、私どももわからないことがたくさんある。今、教育指導課長が話した内容を超えるものについては、捜査の関係で、発言できないものもあるので、ご了承願いたいと思う。

委員長

本当に痛ましい事件が相次いでいる。練馬区内には、特に虐待の相談とか通報とかを受けとめる機関として、子供家庭支援センターが区内に5つある。そこで、子供たちが、親のことで悩んでいたり、自分がとても辛かったりしたときに相談できるわけである。特に思春期の中学生というのは、なかなか親には直接言わない。であるから、そういった子供たちの思い、苦しみ、悩みなどを受けとめる場所がどこであるかということ、区として子供たちにしっかりとアピールしていくべきである。辛い、苦しいときに、先生でなくとも、君たちのことを受けとめる大人がいる、相談相手になる大人がいるということが、子供たちに浸透していなければ、本当に自分が困ったときにそこに発信しようという気にはなれないと思うので、この機会に再度、困ったときにはこういうところで相談ができるという強いメッセージを出せたらいいと思っている。

また、支援センターの職員の方は大変だとは思うが、今回の監禁事件などのときに、子供が一時的にでも緊急避難できるような場所があったら、少しでも救うことができるのではないかとも思うので、その辺を今後の課題として検討できたらいいと考えている。

教育長

教育センターなどに相談があるのは、学校でのできごとが多い。家庭でのことというのはなかなか出てこない。断定はできないが、今回の監禁事件においても、子供からはなかなか話せなかったのではないか。

もう一つ、子供たちは、また家庭に戻るのである。そこで別れてしまうわけではない。そのところを考えなくてはならない。学校は学校の中での指導はできる。難しいところはあるが、いずれにしてもケース、ケースによってしっかりやっつけていかなければいけない。また、事件に進展があったらご報告したいと思う。

委員長

子供たちの困難をどう受けとめたらいいかということに関しては、また話し合いをすることができると考えている。

よいか。何かご意見があったらどうぞ。

天沼委員

新聞では自殺など中学校3年生の時点で、問題を抱えることが多いようだ。それをどこへ発信したらいいか。今お話があったが、学校でもない、親でもないところ、子供家庭支援センターもいいかもしれないが、警察の協力もおおげないか。近くに交番があれば保護など、お巡りさんは結構常駐しているわけである。そうでもないのか。

委員長

場所にもよる。

天沼委員

見回りも含めて子供たちの様子などに気をつけていただければと思う。

教育長

社会を挙げて取り組んでいくという対応だろう。

内藤委員

新聞の記事では、自殺した可能性が高いと報じられているが、その辺のところははっきりしているのか。

教育指導課長

これについても、現在、警察は捜査中である。自殺と事故との両方の面から調べている。

天沼委員

もう一つ、ちょっと余計なことかもしれないが、首を吊ってということか。

教育指導課長

首を吊ってという状態である。

天沼委員

首を吊って死ぬということは、確実に死ぬということである。死に方として未練がない。リストカットはだれか助けてくれるかもしれない。相当追い詰められていたのではないか。ここに至るまでを解明しもう二度と起こさないようにしなければならない。

委員長

今、天沼委員がおっしゃったように、二度と起こさないという、教育委員会としてはそういう決意で子供たちを見守り指導してまいりたいと思う。

委員長

では、案件にそって進めていく。

本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告8件である。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。現状はどうか。

生涯学習課長

本日も特にご報告する動きはない。

委員長

ただいま、課長に報告いただいたとおりである。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件に入る。協議(1) これからの生涯学習のあり方について。

この協議案件については、これまでも各委員で、認識を深めていただいている。また、組織のあり方検討委員会の検討結果とか答申などを受けて協議を進めることにしている。現段階では特に進展がない。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

協議(2) 教育委員会における当面の課題について〔継続協議〕

委員長

次の協議案件である。協議（２） 教育委員会における当面の課題についてである。
この協議案件については、本日で５回目となる。今回は、課題の７番、８番について資料が提出されている。まず、課題の７番、教員の指導力の向上についてお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、委員の皆さんのご意見、ご質問を伺いたいと思う。

内藤委員

初任者の研修に関して、いろいろな分野が網羅されていて非常に充実していると感じる。そのような机上で研修できる部分と同時に、今、教育指導課長のお話にもあったように、日々の自分が受け持っている子供たちと向き合う中での研修とか研究とかというものが、私はより大事だと考えている。そういう意味では、ここに掲げられた主任教諭、主幹教諭といった体制が明確にされていることはとても大事であると思う。

また自然発生的に学校の中で研究的な風土があるような学校だと、その制度にかかわらず、研修がなされる、研究もなされる、そういうことも大変重要ではないかと思っている。それについては、学校はなかなか時間的なゆとりがないと言える。最後の４番の（４）のところ、日程調整を図ることが難しくなっているとあるのもそうなのだが、主任教諭とか管理職も含めて、自分の仕事がありながら、若手を育成するということは時間的になかなか厳しい。教育委員会としても、そのような時間的なゆとりを生み出すような措置や体制を、いろいろな面から講じていくということが、とても大事なことではないかと感じている。

委員長

経験に根ざしたご発言であった。

天沼委員

まず１つ目は、研修の方法について、初任者の採用人数１７５名を全員対象に一括して行うのか、あるいはある程度グルーピングしてやるのか教えてほしい。

もう一つは、２の教育課題にかかわる必修研修の中で、保護者の面談や保護者会、学級運営について、また家庭教育とのかかわりについて、どこかで学べるようなことがあるのか。大学ではそういったことは学んでいない場合が多いと思うので、そういうものが項目の中にあつたらいいと思っている。

それから、細かいことになるが、学習指導などのところでも、資料のつくり方みたいなもの、こういう授業だったらこういう資料が必要だというような、細かい指導もしていただければと思った。

教育指導課長

まず1点目の研修方法に関することであるが、基本的には の教育課題にかかわる必修研修という部分においては、大体が一堂に会して集めて研修はする。ただ、その研修の中で幾つかのグルーピングをつくって、そのグループの中で話し合いをさせて、また全体に返していくという形での研修方法をとっている。

それから、2つ目のご質問、先ほどもちょっと申し上げたが、今は保護者会の持ち方とか、保護者への対応の仕方というのは確かに大きな課題であって、その部分については、 の教育課題にかかわる必修研修の中の学級経営、この部分の中に入ってくることである。ただ、これも、もちろん教育委員会の研修としても取り入れるわけであるが、実際にはその学校、その学校によってかなり実態が違うので、まさにこれは先ほど申し上げた、校内でのOJT、あるいは校内での管理職からの指導、こういった部分は非常に効果があるのかなとは思っている。ただ、一定のことはやらなければいけないと考えている。

それから、最後の3つ目のご質問の中に、授業のときの資料のつくり方、これも確かに初任者、若い先生の場合は、あれもこれもやりたいということで非常に難しいところなのである。特にこの授業づくりについては、先ほど宿泊研修の中に模擬授業をやるというお話をしたが、実際に先生たちに授業をどうつくるかということをやらせて、それを同じ若い教員が生徒の役になって聞くということをする。その中で資料が多すぎるのではないかとか、もっと絞ったほうがいいのかどうか、そういったことも学べるようにはなっている。

教育長

資料1の裏のほうであるが、主任教諭が平成21年度から新設されて、助言・支援する教諭というのが新しい教員には必ずつく。主任教諭はすべての学校にいる状況である。

教育指導課長

主任教諭の数というのが、これも、一定の論文を書いて合格したという方が主任教諭になるので、学校によって人数が違う。ただ、全くいないといったことはないの、その学校に5人である学校もあれば、10人いる学校もあると思うが、その5人なら5人の中で、若手教諭の中でこの人のこんな部分を指導しようというように、人数にあわせて指導する形態を決めている。

教育長

主任教諭は、教諭と違って手当が出る。給料表も違う。

教育指導課長

ただ、主任教諭も主幹も管理職ではない。

天沼委員

そうすると、一定の論文を書いて主任という教諭になった。次の年、また次の年も主任教諭としての資質を論文その他で確認されるとか、そういうことはあるのか。

教育指導課長

この制度は、昨年度初めて導入されたものなのであるが、今の段階では、更新のためにまた論文を書かなければいけないということはない。一応なればそのまま主任教諭である。

安藤委員

主任教諭が初任者の指導にあたる時に、そのところを補充する教員を配置するような制度はあるのだろうか。主任教諭が指導のため、教室をあけた場合、他の教員がそちらの教室の子供たちを授業するという形が行われているのか。

教育指導課長

基本的にはそれはない。主任教諭が指導するというのは、もちろん授業を見て指導しなければいけないが、そういった制度になっていないので、主任教諭の空き時間、小学校で言えば音楽や図工で空き時間の場合に、自分が指導する若手教員の授業を見て指導しているというのが現実だと思う。

委員長

そうすると、その辺は上手に時間割を見ながらやりくりしていかなければいけないということであるか。

教育長

小学校と中学校で主任教諭の役目というのはかなり違うのではないかと。実態はどうか。

教育指導課長

小学校については、すべての教科を基本的には持っているので、教科指導だけではなくて、先ほどお話に出ていた保護者会であるとかそういったこともひっくるめて主任教諭が指導するというのが、ごく普通に行われていると思う。中学校に関しては、これはなかなか難しく、専科であるので、例えばその専科の国語だったら国語の主任教諭がいるかないかということがあがる。いない場合もあるわけである。であるから、教科指導に関してももちろんいけばやるが、中学校などの場合には、いわゆる校務分掌であるとか、生徒指導であるとか、評価の問題、これはその教科で特定していなくても、評価については指導できるので、そういったことが中心になって若手教員の指導をしているというのが実態である。

委員長

小学校と中学校ではどうしても、性質上違いが生ずるということであるか。

天沼委員

専科であると、科目によっては一人しかいないということはないのか。そうすると、

主任がいらない。そもそも主任教諭というものを置けない、そういう中学校は出てこないか。

教育指導課長

あくまでも主任教諭については、自らが手を挙げて受験をした方がなるので、当然のことながら、いない場合もあると思っている。

それから1点、先ほど十分に説明しなかったのであるが、後補充といって、例えば若手教員に主任教諭が指導するときに、1年目の先生に関しては、その先生が指導しに行ったときの補充というものはある。2年目、3年目、4年目の若い先生に主任教諭が指導するときに、空いたところにだれか配置するという、それはない。

天沼委員

そのかわり例えば自習にするとか。

教育指導課長

ケース・バイ・ケースでそういった場合もあるかもしれないが、基本的には自分のクラスを空けるということはできないので、やらないということである。

安藤委員

初任者のことであるが、臨時採用の先生で経験のない先生が入ってきたような場合も初任者という扱いで研修されるのか。

教育指導課長

今日お話をしているのは、あくまでも正規に採用された先生方のお話であって、臨時採用の先生は含まれていない。

安藤委員

ということは、まだ経験のない先生が臨時採用の1年目として入っていらっしゃるケースがあると思うが。

教育指導課長

臨時採用の先生、例えば若い先生でこれから正規の先生になるという方が入っている場合がある。そういった場合は研修には参加できないが、学校の中では当然、保護者や子供がいれば一人の先生であるので、これは基本的には管理職が中心になって指導していくことになる。

安藤委員

もう一つ、東京都の中でも区によっていろいろ状況が違うと思うが、例えば他区からいらっしゃった先生とか、ほかの区ではオーケーだったことが練馬区では違うなど、そういうこともあるのか。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったようなことは確かにあると思う。教科指導ということについては、例えば他の区であっても、基本的には同じなのであるが、例えば保護者会の対応であるとか、学校の組織運営に関することであれば、それは区が変わったり学校が変わったりすれば大きな違いがある場合がある。これについては、その学校、その学校の経営の考え方によって行われているものであるので、基本的には教育委員会がというよりも、学校の中で管理職が指導するということになる。

内藤委員

いずれにしても、個人とか学校に研修等を任せるということではなくて、制度としてこのようなものがきちっとつくられてきたということは大きな進歩だと思う。ただ、先ほども空き時間に指導することもあるということもあったが、限られた時間の中でそういうことをするというのは、限界があるので、予算も限られている中で大変だとは思いますが、そういった指導のできる時間的な保証を、できる限り考えていくという姿勢をとることは大事だろうと、重ねて申し上げたいと思う。

委員長

この新卒の先生方が非常に緊張しながら、また希望に燃えながら、授業、学級経営などにあたっていると思うが、今、教育指導課長からいろいろご説明があったように、主任教諭の数とか学級数によって、各学校でいろいろと状況が違うと思う。それで、もしたまたま自分の学校の主任教諭等が、時間的にも非常に厳しくて新任者になかなか教育ができないような現状があった場合に、またそれに限らずいろいろな悩みについて、若手教員はどこに相談することになっているのか。

教育指導課長

学年の中には先ほどの主任教諭とは別に学年主任という役割の先生がいる。基本的にはそういう若手の先生は、まず第一にどこに相談するかと言えば、その学年主任になるうかと思う。それから、学校運営上の仕事のことであれば、例えばその若手の教員が生活指導という仕事をしているのであれば、その中の生活指導主任、こういった主任の先生にまずは第一に相談すると思う。ただ、そういった主任の先生が、先ほどもあった忙しくてなかなかつかまらないといったようなときは、次はまずは副校長先生に相談をするというのがあると思う。当然中身によっては、直接校長先生に相談をということもある。

教育長

教育指導課に教育アドバイザーの先生がいらっしゃる。あの方たちは若手教員との絡みは全くないのか。

教育指導課長

この資料は研修体系の中でのお話をさせていただいた。それとは別に教育委員会としては、教育指導課に教育アドバイザーの先生がいらっしゃる。経験豊富な校長先生を退職なさった先生方である。この先生方にすべての初任者の授業を年間2回ないし、もし課題があれば3回、学校へ直接行っていただいて授業を見て、授業を見た後に本人と話をし、また必要に応じてそのことを管理職とも話をするとといったようなシステムをつくっている。

であるから、若手教員の場合は、先ほど学年主任に相談をするということを行ったが、学校の中でなかなか言いにくいという場合には、こういった教育アドバイザーの先生に相談をするというケースもある。

委員長

そういうことを伺うとちょっと心強い。追い詰められたりするケースも中にはあるかと思うので、困っていることはどこかに相談できるという、それがとても大事だと思う。未来のある先生方なので、しっかりと育てていただきたい。ほかにはいかがか。

教育長

この175名というのは、非常勤はいないのか。全部同じ採用の条件であるか。

教育指導課長

175名の中に、期限付き教員という方がいる。期限付き教員という方は、初任者の採用選考で、最初の一次試験はパスしているのだが、二次の論文については、残念ながら合格できなかった先生、こういった先生が面接は合格していないが、初任者として採用されるようになっている。そういった方が人数的にどれくらいいるかと言うと、小学校は121人の中に17人いる。それから、中学校は54人の中に15人いる。

委員長

そうすると、その期限付きの方の期限というのはいつまでなのか。

教育指導課長

一次試験は通っているということであるので、現在この4月から採用にはなっている。この夏、もう一度面接試験を受ける。二次試験を受ける。そこで面接を通れば晴れて新規採用ということで、来年から新規採用という形になる。であるからこの1年間は、期限付きということになる。

委員長

万が一、二次試験に不合格になった場合は、この1年間で終わりととらえてよいか。

教育指導課長

期限付きという状況は続くことになる。

委員長

わかった。

では、この課題の7に関しては、これで終了したいと思う。

では続いて、課題の8の学校評価の充実について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

いろいろな課題があるようであるが、委員の皆さんのご意見、ご質問を伺いたいと思う。

天沼委員

資料2の学校評価の充実の裏面に評価項目が挙がっているが、この評価項目というのは、区のほうでこういうふうにしてほしいと言われているものなのだろうか。

それともう一点、幼稚園と小学校には保護者等の連携が入っているが、中学校の評価項目の中には、研修という新しい項目は加わっているが、保護者等との連携という項目はここでは消えている。先ほどのようないろいろな問題、中学3年生でもかなりそういう問題が当たってしまうということがあるので、なぜここは抜けているのか。

教育指導課長

区としてこういう項目でやってほしいということを示しているわけではないが、もちろん例示はしている。ここの中の表の意味であるが、各学校が多く項目として挙げているものを挙げているということである。中学校に保護者等の連携は確かにないが、先ほど参考資料で配った4の学校、この学校は、項目の中に地域のステージというものがある、そういった地域等との連携というものは入っているわけである。そういった意味で、全部また調べてみないとわからないが、おおむね保護者あるいは地域との連携というものも、中学校は入れていると思っている。

天沼委員

確かに今ご説明いただいたように、いただいた資料、中学校の学校評価のまとめでは、あちらこちらに保護者評価であるとか、保護者の厳しい評価があったとかの意見がある。今言われたような地域の連携などについても資料で確認した。

委員長

確かにいただいた資料には、初めの計画のところきちんと保護者、地域との連携というのが、裏の1の(5)でうたってある。

内藤委員

従来も学校は、それぞれの方法で学校評価というのはずっとやってきていると思う。

それが学校内で完結する形がほとんどだったものが、このような形になってきている。

それで、参考資料の小中2校の資料を見てみると、学校の喫緊の課題とかが非常に明確になっていること、それと大変意欲的に学校評価に取り組んでいるなというのがうかがえる。この例からも、学校評価を通して、学校全体とか、保護者、地域を含めて課題や目標を共有できることで、協働体制ができるのではないかと思う。それから評価を通して、教職員の結果説明の意識が高まってくるといった学校評価のメリットが挙げられると思った。

質問なのだが、資料2の大きい1の(3)のところ、「各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより」とあるが、その1つの具体例が、先ほどのホームページ作成の支援と考えていいのか。このことについてどういう意味があって、どのようなことを考えているのかということをお願いしたい。

教育指導課長

これは本区に限らず、全国的にこの学校評価を定着させていくことによって、当然、今度は3つ目の、教育委員会がこの評価結果をどう生かしていくのかというのが大きな課題になっている。では、この評価結果あるいは評価結果が出る過程において、ある程度学校からの情報をつかんだときに、教育委員会でどうするか。教育委員会の支援ということと言うと、要するに人とか物とかお金とかということが考えられるわけであるが、こういった支援をするかというのはなかなか難しい。例えば本区においては、学力向上支援講師とか、あるいは学校生活支援員という人での支援という制度がある。こういった1年間の経過の中で、さまざまな学力調査等もやっている。こういった部分において、学校は非常に一生懸命取り組んでいるのだが、なかなかその取り組んでいることが、子供の学力として、結果として反映してきていないという状況がある場合には、優先的に学力向上支援講師を配置するというような、そういう支援を練馬の教育委員会としてはやっているということである。

あと、予算等については今後の課題だと思っているが、まず、できるところの支援としてはそんなことを考えてやっている。

天沼委員

参考資料の4の中学校の学校評価を見ているが、今、学力云々とおっしゃられたわけであるが、これを全般的に見ると、保護者の評価として非常に厳しい評価をいただいているところは規範意識である。落ち着いた学校生活のところの規範意識が低く、また授業規律が2、それから家庭学習時間の問題もあるし、チャレンジなどとして部活のチャレンジ。厳しい評価は、学力云々もあると思うが、学校生活では授業における規律の問題、居眠りするとか私語とか、その辺の点でも厳しい評価をいただいているということだと思う。であるので、子供たちも、日常生活のそういう規律面のところで、家庭と学校の連携ということのほうが、保護者からのご要望ではないかなというふうに見ていた。ただ、学力アップということだけではなさそうだと思っていたがどうか。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったように、この中学校の場合には、まずは授業規律ということが非常にできていないということで自己評価している。さらに1年間やってみたのだが、やはり保護者の評価もよくなかった。こういう場合には、まず、教育委員会として、今、委員がおっしゃったように、生活指導、あるいは授業規律を確保するというところにおける保護者や地域との連携をどう進めたいかということについても、お金とか物とかそういうことではなくて、そこへの計画をつくるにあたってのアドバイス、こういったことを教育委員会の教育指導課がやっていく、これも大きな支援だと思う。来年はそういうものを指標に掲げてやったほうがいいのではないだろうかとか、そういったことをこれから指導していくということになると思う。

教育長

この中学校の資料2のところの公表であるが、公表しなければいけないものまで公表していない学校は、中学校が6校、小学校は4校ある。公表していない学校というのは、少なくとも自己評価はやっているわけである。にもかかわらず、公表していない学校というのは、何で公表しないのか。管理職の怠慢なのか、公表に耐えられない内容だからやらないのか。

教育指導課長

大きな原因は管理職の意識の問題があると思う。内容によって公表できないものというのはほとんどないはずである。

教育長

まさに小学校も中学校もそうなのだが、保護者から見ると、また校長や教員の話も聞いても、授業規律のアップが基本なのである。しかし、いくらやっても、どんなベテランの先生をつけても、どんなに人的な補助をしてもなかなか向上しないところがある。それはまさに、入学前からの家庭での問題、地域の問題、保育園、幼稚園などをそのまま引きずっている子供が随分いる。こういう子は中学校になっても、規律とは何だかよくわからないまま来ている子がいる。小中連携だとか幼小の連携というのはまさにそこで必要になってくる場所なのである。勉強に行く前の授業が成り立たない。勉強をやりたい子は困ってしまう。先生もそういう子供ばかりにかかわっていくような状況の学校が、残念ながら練馬区にもある。であるから、先生も気の毒である。学校での力も半分ぐらいはそちらに費やさなければいけない。そこに学級経営補助員とかをつけているが、なかなか追いつかない状況がある。そこで保護者にもいろいろ応援していただいている状況もある。

天沼委員

小学生の段階から支援員の先生がついていらっしやると、ゆっくりな子にとってはとてもいいことだなと思う。

内藤委員

学習や学校生活の規律が守られていないというのは、たくさんの学校の事例の中で、それらを克服したというような実践事例も出されているかと思う。学力がどのようについたかとか、児童・生徒がどのように育ったのかということが、本来の学校評価の対象の第一義になるが、小学校のものを見て、校長先生の悲痛な叫びを感じた。というのは、規律がきちんとできるのと学力もアップしてくるので、まず、そういったものがきちんとできるということが大事な点なのである。それがこの学校の毎日の課題であるということ、こうやって公にしてきちんと保護者や地域にも知らせ、教職員全体に知らせる。その姿勢がとても大事なことであって、きちんとやっつけらっしゃると感じた。

教育長

これは1つの事例であるが、この授業規律のアップで、教員は4をつけて、生徒も4をつけて、保護者は2というのは大きな差である。2を4に持っていくためには、我々学校も、もちろん家庭もそうであるが、何をやるかというのは1つの課題である。

それからもう一点は、2の1枚目の のホームページのCMS化。今、ホームページについては、庶務課のほうでホームページの支援をしている。というのは、私もホームページを時々見るのだが、3年前のまままだとかいうことがある。忙しくて更新できないのである。それについて、今、庶務課のほうでやっている。

庶務課長

ホームページの更新状況ということ言えば、この4月以降、本来であれば更新されていないといけない状況なのだが、小学校で約半分ぐらいが更新されていない状況、あるいは中学校で言うと、何校かやはり更新されていない。こういう状況から、2～3年前からであるが、庶務課のほうにそういう専門の方に来ていただいて、各学校に対して相談に応じたり、あるいはこちらのほうから更新を働きかけたり、こういうことをやっているのだが、今、教育長が言われたとおりの状況も生まれている。本質的には時間がないということもあるが、各学校のホームページが少し技術的に難しいソフトを使っているという状況もある。そんなことから、少し環境整備という観点から、操作が楽なホームページをとということも含めて、現在、教育委員会として学校のパソコン等の全体の管理、あり方を専門の業者をお願いして検討しているところである。今年度1年間で方向を出して、次年度以降順次進めていけたらと思う。

委員長

どうぞよろしく願います。

安藤委員

今のホームページに関してなのだが、例えばホームページをつくっているときにわからない言葉をすぐ答えてくださるような方が庶務課にいらっしゃるといふふうに考えてよいか。

庶務課長

今、安藤委員の言われたとおりの体制を庶務課のほうでとっている。

安藤委員

各校で好きな先生がいらっしゃったりとか、そういう差だとは思いますが、大分中身の差はあるかと思う。学校評価もホームページで出せば、学校だよりが届かないような地域の方々にも見ていただくことができるかと思うので、とてもいいことだと思う。よろしく願います。

委員長

いろいろな手を使って学校の実態をお知らせするということである。

内藤委員

このホームページの作成支援がなされることは大変うれしいことだというふうにはまず思う。

それから、学校支援員、教育指導課の教育アドバイザー、そういったような形で、学校の中に外部の人が応援体制をつくるということが随分なされてきているということを感じている。

これは、さらに願いなのであるが、一連の教育改革の中で、「開かれた学校」ということが言われてきている。そのことは大変大切な視点であるかと思う。この学校評価もその1つであるかと思うが、そのことによって、従来なかった仕事为学校の中に持ち込まれて、作業量とか事務量が非常に増えているということも事実だと思う。であるから、今、幾つかの支援制度がなされてきているように、もっともっとそういった面が充実してくることをまず願う。

そういった支援によって、教師や学校が、本来、子供たちの学力とか児童理解、生徒理解といったような、そういうことを深める時間的なゆとりがつけられるということ、それから研修、研究を行う時間をもてることが大事である。そういった大事なことをできるような環境を整備していくという視点で、教育委員会がバックアップしていくということがとても大事であると、考えると同時に願っている。

教育長

今、内藤委員がおっしゃるように、何年か前に、学校の教員が授業以外にどんなことをやっているかというのを教育指導課のほうで出してもらったのだが、まさにいろいろなことをやっている。小さい学校は、一人何役もやらなければいけないわけである。大きい学校は大きい学校でまたいろいろなものがある。学校の先生方がどういうことを日常的にやっているかというのは、保護者の方もなかなか見えない部分がある。

いろいろな会議があると、必ず学校の先生を出していくとか、何かポスターを作るにしても学校、何でもかんでも学校に来るわけである。学校に来れば安心なのである。校長が入っていると安心なのである。それが間違いではないが、日常的に非常に忙しくなっていることは確かである。

であるから、授業面とか学習面については、いろいろ区のほうで手当ができるのだが、その他についてはなかなか手当ができなくて、負担を負ってもらっているというのが実態である。調査物を少しでも少なくするといろいろやっているのだが。

委員長

確かに内藤委員もおっしゃるように、いろいろな方に入っていただくということは、いかにして連携し、その目的を達成するかということになるので、どうしてもそういう面は出てくるかと思う。

安藤委員

今のお話を伺って思ったのだが、例えば学校評価のアンケートなども、学校経営計画に基づいてアンケートを作成して、それをまとめて公表するというのは、多分ものすごく大変な作業かと思われる。

そもそもの趣旨が学校経営計画に基づいたアンケートということなので、学校によって内容が違うのかなという気がするが、例えば区の教育委員会で、評価の項目をある程度作成して、それ以外にその学校の特色を図るような項目を各学校で増やしていく。そうすると、少し先生方の負担も減るのではないか。いかがか。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったようなやり方、方法をとっている自治体もある。ただ、おそらく、その考え方については、学校は、自分の学校で今までやってきたやり方があるから、そのやり方でやりたいというほうが多いと思う。つまり、項目を今まで何年か積み上げてきたものを新たに換えられてしまうと、経年で見られないとか、自分の学校は自分の学校としてやっているやり方を尊重してほしいという考え方も一方ではあるので、それを崩して来年度から区で一斉に項目を決めてやるというのは、なかなかすぐにはできない。でも1つのやり方としてはあると思う。

安藤委員

できるだけ負担がないようなものになるといいかと思う。

委員長

今、そういう観点からの現場の負担を少しでも少なくしたいというご意見であった。

教育長

いずれにしても、学校評価という目的をしっかりとつかんでいくことは大切だと思う。アンケートとか自己評価、あるいは評価をして終わりではなくて、それをどういうふうに次のステップに活かしていくかというのは大切なところなので、その辺は校長会等とも十分連携をとりながらやっていきたいと思う。

委員長

そのための評価であるので。では、よいか。たくさんの建設的なご意見ありがとう。それでは、この協議については、今後もほかの課題等があるので、また継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

小中一貫教育校の統一校名募集の結果について
平成22年度 練馬区立中学校生徒海外派遣概要
練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について
練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について
第13回全国障害者スポーツ大会（東京都開催）における
ソフトボール競技会等の受け入れについて
（仮称）大泉学園町九丁目公園（第一期）の運動施設について
日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本計画（素案）について
その他
その他

委員長

次に、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、大泉学園桜小中の一貫教育校の統一校名募集の結果、今年度の中学校生徒海外派遣の概要、軽井沢・武石両少年自然の家の指定管理者の選定、全国障害者スポーツ大会、大泉学園町九丁目公園に対する運動施設について、日本銀行の運動場の公園整備に関する基本計画（素案）について、各課長からご報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番についてをお願いします。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

何かあるか。よいか。

教育長

今、それぞれの小学校と中学校の教員同士がどうなっているかということの現状を報告してほしい。

教育指導課長

来年度からスタートするというので、今年度、小学校と中学校のほうで、精力的に学校運営であるとかそういったことについて話をしている。直近で言うと、一昨日中学校のほうで運動会があった。その運動会の中の1つに、中学生と小学生と一緒に組体操をするということを入れている。これは、もちろん一緒に組体操をするから小中一貫ということではなくて、むしろ一緒に組体操をすることによって、その経過の中で、小学校と中学校の先生と一緒に指導する。一緒に指導する中でお互いの指導の仕方であるとか、そういったものの違いに気づいていくということのねらいがあって、初めてそういった取り組みをした。結果、非常に先生方もやってよかった。確かに苦労は多いが、やってみないとわからないことだということで、今年度はそういった試みを何度か続けながら来年に向けて準備を進めているといった状況である。

以上である。

委員長

先生方の共通理解、共通認識がとても大切になるということである。よいか。それでは、続いて報告の2番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問等はあるか。

天沼委員

練馬区の中学生が現地ではハイスクールへ行く。学年差というか、学業面、体験学習の内容ということがどんなものなのかということ、教えていただきたいと思う。学年レベルの差は大丈夫なのだろうか。

教育指導課長

実際に、ここに掲げているハイスクールは、日本で言うと、中2ぐらいから高3ぐらいということである。確かにレベルの違いとかそういったことがあるかということであるが、これまでの体験の中で、基本的にはその学校のいろいろな行事であるとか、授業の様子であるとか、そういったことを無理なく体験できている。であるから、さほどその点については実績もあるので、心配はしていない。

天沼委員

もう一点、引率者が全部で10名、これがすべてであるか。それと、養護の先生が一人ついていらっしゃるが、看護婦とかその他医療の方は引率されるのか。

教育指導課長

引率はこのメンバーである。基本的には子供の健康面ということに関しては、養護教諭も入っているので、こういった先生を中心にやっている。看護婦と一緒に同行することはない。

委員長

毎年行ってきて特に問題はないようである。ほかにはいかがか。

では、教育指導課長はじめ担当される引率の先生方にとっては非常に大変ではあるかと思うが、この生徒にとっては本当に一生の財産にもなり、中には行きと帰りでは顔つきが変わって戻ってきたり、そんな声も伺っている。何かとご苦労は多いかと思うが、どうぞよろしく願い申し上げます。

続いて、この報告の3番と4番であるが、関連して説明をしていただけると思うので、あわせて説明をお願いしたいと思う。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。

教育長

今回の武石と軽井沢については、これまでの経緯を踏まえて特定の団体を選定したいということである。

天沼委員

こういう施設を利用するときには、行き帰りの交通の安全ということもあるわけであるが、こちらのほうの利用者についてはどのようになっているのか。

庶務課長

この施設であるが、学校の授業として利用しているケースが多い。それらについては、区のほうでそれぞれバスを契約して各学校に配置をするという形で、利用者の安全というか、移送機関については区のほうで責任を持って確保しているという状況である。

委員長

ではよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、続いて報告の5番をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご質問等あるか。

では、続いて報告の6番をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

教育長

この運用形態というのはどういうふうに今考えているのか。

スポーツ振興課長

この公園については、土木のほう公園計画の中で進めてきている。その中で、地域の中で意見交換会をやって、地域の町会長、また住民の方のご意見を伺いながら進めてきたわけである。そういった意見交換会の中で、この公園は地域で管理したいというようなご意見が出ているので、今後そのことを踏まえて、地域の中、地元と話し合っていきたいと考えている。

内藤委員

地域で管理するというのは、具体的にはどういうことなのか。

スポーツ振興課長

例えば地域の町会や地域のスポーツ団体があるが、そういったところと契約をして、スポーツ施設の貸出、また公園の管理をしていただくという形である。今後その地域のこういった団体ができるのかについても、仕様書等含めてまとめていただきたいと考えている。

教育長

今、工事が始まっているが、その前も運営していた。それはどういう形でやったのか、参考までに。

スポーツ振興課長

この高校が閉鎖されたのは平成17年3月だと思うが、最初は、SSC大泉に管理

運営をしていただいて、現在は、SSC大泉ではなくて、SSC大泉も入っているが、過去に使用していた団体の中で別に委員長を決めていただいて、管理運営委員会という形で運営をしていただいているという状況である。

内藤委員

利用者の範囲というのは、一般区民も含めてということであるか。

スポーツ振興課長

将来については、テニスコートまた広場等、全区的に使う施設になっている。

天沼委員

ここに書いてある多目的運動広場は天然芝と書いてあるが、芝生が一面に敷かれるという、それだけのことなのか。そうすると、例えば場合によっては犬の放し飼いの場所になるとか、そういう使い方をされてしまう可能性もあるだろうし、あるいはサッカーや野球など、ボールが飛んできたりして近くで小さい子がいたら危ないようなこともあるのではないか。ただ、天然芝を敷いただけの場合だと、そういうことも使い方によっては危険を伴うので、その辺のところはどうなっているのか。

スポーツ振興課長

この広場の使い方については、これから地域とまた話し合うのだが、天然芝を敷き、ふだんは自由に入らせていただく。一定の割合については、スポーツ施設として使うということで、その時間帯は予約の形で取っていただく。そういった中で、サッカーなり野球なりができるようにする。その時間については、ほかの方が入れないように閉鎖的な扱い方をするというようなことを考えている。

天沼委員

そうすると、夜中のライトというのは使わないのか。

スポーツ振興課長

夜間照明はつけないようにするということである。あと追加で、先ほど内藤委員からのご質問に関連してのことであるが、テニスコートは3面あるが、現在高校が閉鎖されてから、隣にある桜中学校のテニス部、硬式テニスなのだが、ここを使って全国大会に出場するような成績をおさめている。地域の中でもこの桜中学校の使っている状況を踏まえた運用をしてほしいというご意見もあるので、こちら辺も考慮しながらこの利用枠というのでも考えてまいりたい。

委員長

今後また報告をいただけるという認識でよいか。
では、続いて報告の7番をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見等あるか。

安藤委員

公園ができるということで楽しみではあるが、前回の教育委員会で、石神井中学校が過大校ということで拳がっていた。隣接している石神井中学校に土地を提供することは考えられないか。

委員長

新しい視点である。

生涯学習部長

それは考えていない。教育委員会としては広げたいのであるが、日銀はこの基本計画で実施設計に入っていくので。

学校教育部長

多分、確認していないが、日銀は公園としての都市計画決定がされているので、公園としてしか使用できない。またそれをやるとすれば、計画を変更して外すという形を、部分的にとらざるを得ないと思う。

委員長

17ページの写真とかを見ると、本当に隣接しているのだなとか思ってしまう。しかし、全く別ということである。

安藤委員

今ブームのジョギングであるが、区の北側のほうに光が丘公園があって、交通に遮られることなく走れるいい公園だと私は思っている。南のほうでということで、石神井公園もあるが、石神井公園は道路に分断されている。ここにジョギングコースみたいなものができれば、南側に住む区民にとってのいいジョギングコースになると思うが、いかがか。

スポーツ振興課長

ジョギングコースということであれば、この土地の中の外枠の内側に沿ったところだということだと思う。ここについては、緑をなるべく保全したいということで、なかなか都会にはない木立の中を歩ける道にしようという話もあるので、難しいのかと考えている。ただ、野球場・運動広場の周囲については、そこをどういう舗装にするかといった問題はあるかと思うが、走れる部分というのはもしかするとできるかもしれない。そ

こについてはまだ今のところ検討課題になっている。

安藤委員

今のことであるが、例えば舗装しなくても、光が丘公園の北側の部分はウッドチップを木立の中に敷いたコースが一部ある。そういったことであれば、もしかしたらそれほどお金かけずできるかもしれないので、ぜひ検討していただきたいと思う。

スポーツ振興課長

舗装というのはそういうのも含めてお話ししたつもりだったのであるが、歩く方との交差とか、スポーツ、野球とかやっているときの安全性とかそういうのを含めて、これから具体的な計画に入っていくので、その場でそういう意見を出していきたい。

生涯学習課長

26ページを見ていただきたい。ここの図で園路がある。この園路が実施設計の中でジョギングが可能なのか。ジョギングするとき、公園によっては専用のジョギングコースがあって、逆にその道を歩くのは危ないという公園もある。であるからそういう意味では、回遊性のある園路をどのような使い方をするのか、ジョギングもできるのか、所管のほうにも今の意見をお話していきたいと思う。

委員長

よろしく願います。

天沼委員

この写真を見ると、少年サッカー、テニスコート、ドッジボール、ニュースポーツとか、体育館もあったり、野球場、グラウンドもあってプールもあるということなので、これを学校が、教育活動として利用させていただくことはできるのか。

スポーツ振興課長

まず、体育館等については、撤去するという計画になっていて、現在も使える状況では全くない。その他のグラウンド部分については、学校の利用は学校施設でお願いしている。運動施設は区民が使うのに十分な数がないということがあるので、基本的には一般区民利用が中心となる。

委員長

よいか。その他はあるか。

事務局

他にはない。

委員長

では、本日の教育委員会定例会を終了する。